平成２７年（フ）第６０７号
埼玉県所沢市大字松郷89番地の37　１―203
債務者　松下　祐希
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１３号
埼玉県川越市大字今福808番地６
債務者　古瀬　松江（旧姓奥冨）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１４号
埼玉県日高市武蔵台２丁目10番10号
債務者　齋藤　陽子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１６号
埼玉県飯能市大字双柳1228番地７　ハイツタビヤ102
債務者　岡田　忠男
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２９号
埼玉県ふじみ野市谷田２丁目２番地16
債務者　丹澤　武弘
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字上安松20番地の34　桃里荘202
債務者　越智　三夫
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４９号
埼玉県入間郡三芳町みよし台11番地11　サンピュアみよし台302号、前住所埼玉県所沢市上新井５丁目84番地の12　サンクレイドル小手指203
債務者　浅香　智和
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５６号
埼玉県所沢市大字上安松1375番地の13　ブリリアントテール101
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６０号
埼玉県富士見市上沢２丁目３番35号、前住所埼玉県富士見市上沢１丁目16番27―106号
債務者　谷山　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６４号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目５番12―103号
債務者　中村　英明
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５５号
山梨県都留市田野倉1277番地　県営田野倉団地２―104
債務者　川口　若枝
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
岐阜県多治見市前畑町３丁目26番地　サンシティー前畑303
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３３８号
静岡県伊豆の国市南條788番地の１、前住所静岡県伊豆の国市長岡1098番地
債務者　影山　久容
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
静岡県田方郡函南町桑原101番地の７
債務者　小松由香里
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
愛知県知立市逢妻町錦11番地41　エターナルドエル錦２Ａ号
債務者　竹内真理世（旧姓漆上）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
京都府京丹後市丹後町間人2527番地
債務者　小森　一寛
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１４６号
北海道室蘭市柏木町８番18号
債務者　高山　紗希
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係